

【韓国】認知症管理法の改正—認知症国家責任制に係る法整備—

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2018年6月、認知症管理法が改正され、文在寅（ムン・ジェイン）政権が掲げる「認知症国家責任制」の推進に向けた法整備が行われた。

1 高齢化の進行と認知症患者の増加

2017年、韓国は高齢社会（総人口に占める65歳以上人口の割合を示す高齢化率が14%以上）に移行した¹。2000年に高齢化社会（高齢化率が7%以上）に突入して以降、高齢社会に移行するまでに要した期間はわずか17年であり、日本を上回るペースで高齢化が進んでいる²。

高齢化の進行に伴い、認知症患者も増加している。2008年に約42万人であった認知症の推計患者数は、2017年には約70万人に増加した。今後、2024年には100万人を突破し、2030年には約127万人、2050年には約271万人に達すると推計されている³。

2 認知症管理法の制定とその後の法改正

2008年9月、政府は「認知症との戦争」を宣言するとともに「認知症総合管理対策」を公表し、認知症対策に本格的に乗り出した。また、これを契機として、2011年8月、包括的な認知症対策推進のための根拠法となる「認知症管理法」が制定された（2012年2月施行）⁴。

認知症管理法の制定により、保健福祉部（部は日本の省に相当）次官を委員長とする「国家認知症管理委員会」の設置（第7条）、保健福祉部長官（以下「長官」）による5年ごとの「認知症管理総合計画」の策定（第6条）、認知症早期発見のための検診事業（第11条）、認知症相談センター⁵（以下「相談センター」）の設置（第17条）等が規定された。

認知症管理法はその後、2015年1月に最初の法改正⁶、2017年9月に2回目の法改正⁷が行われたが、さらに今回、認知症国家責任制の推進のための法改正が行われた。認知症国家責任制とは、文在寅政権が掲げる認知症対策であり、認知症に伴う苦痛や負担を、認知症患者やその家族に背負わせないように、国による体系的な支援体制を構築することを目的としている。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月12日である。

¹ 「2017 인구주택총조사 전수집계 결과」2018.8.27. 통계청ウェブサイト <http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=370326&pageNo=2&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=>>

² 日本は、高齢化社会（1970年）から高齢社会（1994年）への移行に24年を要している。

³ 「2012년 치매 유병률 9.18%, 치매환자 수 20년마다 2배씩 증가」2013.5.2. 보건복지부ウェブサイト <http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=319&CONT_SEQ=286138>

⁴ 「[1810144] 치매예방관리법안(유재중의원등 11인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G1M0N1E2I0J6D1E5K0N6O5F3H8Q4Q5>

⁵ 基礎自治体（市町村レベル）の各保健所へ設置され、認知症患者の登録管理、認知症に係る教育及び広報、認知症検診等を行う。

⁶ 「[1913315] 치매관리법 일부개정법률안 (대안) (보건복지위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y1G4L1O1Y2D4S1Q0O2M4S4W0Q2X8H3> 認知症患者の家族への支援に係る規定（第3条第2項、第12条の2）、広域自治体（都道府県・政令指定都市レベル）への広域認知症センターの設置に係る規定（第16条の2）、及び認知症電話相談センターの設置に係る規定（第17条の2）が新設された。

⁷ 「[2005500] 치매관리법 일부개정법률안(민경욱의원 등 10인)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1O7W0M2V0R9Z1V3S4Z6Z1X8V5E8W4> 認知症患者の成年後見制度利用の支援に係る規定（第12条の3）が新設された。

3 認知症国家責任制の推進に向けた法整備

2017年5月10日に発足した文在寅政権は、同年7月19日に公表した「文在寅政府国政運営5か年計画」（本誌273-2号（2017年11月）pp.14-15参照）において、認知症国家責任制の実施を主要国政課題の1つに掲げ、同年9月18日、「認知症国家責任制推進計画」を公表した⁸。

同推進計画における認知症対策は多岐にわたっているが、その柱となるのが、地域社会における支援体制の強化である。2018年6月12日、認知症管理法が改正され、そのための法整備が行われた（2018年12月13日施行）⁹。概要は以下のとおりである。

(1) 「認知症管理」の定義の変更（第2条第3号改正）

国及び地方公共団体が実施する「認知症管理」の定義が、改正前の「認知症の予防、治療・療養及び調査研究等」から、「認知症の予防、認知症患者に対する保護・支援及び認知症に関する調査研究等」に変更され、認知症患者に対する保護・支援全般を含むことが明示された。

(2) 公立療養病院の設置・運営（第16条の3新設）

地方公共団体が認知症等の老人性疾患を有する住民のための公立療養病院を設置し運営するための根拠規定が新設された。長官は、公立療養病院に対する運営評価を実施しなければならない。地方公共団体の長は、公立療養病院の運営を5年単位で外部に委託でき、長官による運営評価を参考に委託契約を更新することができる。

(3) 認知症安心病院の指定（第16条の4新設）

認知症に係る専門的かつ体系的な医療サービスの提供に必要な人員、設備及び施設を現に備え、又は備える能力がある医療機関を、長官が「認知症安心病院」に指定することができるとする規定が新設された。指定に当たっては、今回の法改正で根拠規定（第16条の3）が新設された前述の公立療養病院を優先することができる。

認知症安心病院が認知症関連医療サービスを提供するための人員、設備及び施設を拡充する場合は、国又は地方公共団体が、当該経費の全部又は一部を補助することができる。他方、認知症安心病院は、適正な認知症関連医療サービスを提供するための計画を策定し、その実施結果を長官に報告しなければならない。

(4) 認知症安心センターの設置（第17条及び第18条第1項第1号の2改正）

相談センターを、認知症安心センター（以下「安心センター」）として改組するため、関連規定が改正された。安心センターでは、従来の相談センターの業務に加え、新たに認知症の悪化防止のための各種プログラム運営及び患者家族支援事業が実施される。国及び地方公共団体が安心センターの設置・運営に係る経費の全部又は一部を補助できるとする規定も新設された。

なお、これまでは一部の保健所にのみ相談センターが設置されていたが、安心センターには認知症に係る地域の総合支援窓口としての役割が期待されているため、今後は、全国256の保健所に安心センターが設置される。2018年8月末現在、58か所の安心センターが全ての機能を備えて完全開所し、残りの安心センターも、完全開所に向けて準備が進められている。

⁸ 「“치매, 안심하세요. 이제 국가가 책임집니다!” 1 대 1 맞춤형 상담·사례관리부터 치료지원까지 치매 국가책임제 추진계획 발표」2018.9.18. 보건복지부ウェブサイト <http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=59&CONT_SEQ=341876>

⁹ 「[2013784] 치매관리법 일부개정법률안(대안)(보건복지위원장)의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1Q8H0H2W2G1F2Z0B0G1Z1D3J3L1K0> なお、認知症管理法の改正のほかにも、2017年12月26日、老人長期療養保険法施行令の改正が行われ、長期療養保険（日本の介護保険に相当）において、「認知支援等級」（身体能力が比較的高いために既存の等級（1等級～5等級）による要介護認定が受けられずサービス対象外となっていた認知症患者のための等級）が新設された（第7条第1項第6号）。